

# 放射性廃棄物処理で新法検討

環境省

現行法のすき間埋めたい

環境省は7月15日、東日本大震災と福島第1原発事故の影響で急浮上した放射性物質に汚染された廃棄物や土壌の処理をめぐり、新しい法制度づくりの検討を開始した。

廃棄物処理法は、対象から放射性廃棄物を除くとしており、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理は、現行法を拡大解釈して実施しているのが実状。今後、処理が本格化する中で、法律の裏付けが乏しいままだと、運用で支障が生じるとの判断がある。（法制度に）すき間があると言わざるを得ない。それを埋めることなく、廃棄物や土壌の処理を進めることは適当ではない」とみている。

一方、現行の廃棄物処理法を改正して対応するとすると、原子炉等規制法など原発とかかわる法律との調整に時間がかかるとみられる。事実上、不可能とされている。同省によると、今回の原発事故にかかわる事態への対処に限定し、特例的な法制度も視野に検討する方針。

放射性廃棄物は、高レベルと低レベルのものがあり、それらの処理・処分については廃棄物の性状、放射性物質の種類に応じて適切に区分・管理し、合理的な処理・処分を行うことが必要とされている。ただし、原発事故により、発電所の外で一般の家屋や建物、廃棄物が放射性物質に汚染される事態は想定されていない。